【参考資料】関係法令の抜粋

文化財保護法

(昭和 25 年 5 月 30 日第 214 号 最終改正:平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)

(指定)

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史 跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することがで きる。
- 3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は 史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

(管理団体による管理及び復旧)

第 113 条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当 であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧で含む。) を行わせることができる。

(所有者による管理及び復旧)

第 119 条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の 管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第12章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

文化財保護法施行令

(昭和50年9月9日政令第267号 最終改正:平成28年2月26日政令第396号)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第115条第1項に規定する管理団体(以下この条において単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条において「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。)内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域

内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育 委員会)が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等 (イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。) に係る法第 125 条 の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。口において同じ。)で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150~クタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法 (昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの
 - ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
 - 二 法第 115 条第一項 (法第 120 条 及び第 172 条第 5 項 において準用する場合を含む。) に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
 - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
 - へ 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
 - ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
 - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
 - リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
 - ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
 - ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等
- 二 法第 130 条 (法第 172 条第 5 項 において準用する場合を含む。) 及び第 131 条 の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域 を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意 を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- 7 第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、 又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第4項第1号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第1項本文、第2項本文、第3項及び第4項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (昭和 26 年7月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号 最終改正:平成 27 年 12 月 21 日文部科学省令第 36 号)

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、 次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大 を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(管理計画)

第6条 令第5条第4項第1号 ヌの管理のための計画(以下「管理計画」という。)には、次に掲げる 事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更 等の許可の事務の処理基準について

(平成12年4月28日文部大臣裁定)

- 3 令第5条第4項第1号ハ関係
 - (一) 「工作物」には、次のものを含む。
 - ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器

4) 木道

- (二) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び 道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。
- 6 令第5条第4項第1号へ関係
 - (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
 - (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
 - (三) 木竹の伐採が、法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和 29 年6月 29 日文化財保護委員会規則第7号 最終改正:平成 27 年9月 11 日文部科学省令第 30 号)

(標識)

第1条 文化財保護法 (昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第115条第1項 (法第120条及び第172条第5項 で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを 妨げない。)及び名称
- 二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法 (昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日
- 3 第1項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第2号から第4号に掲げる事項 は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第2号に掲げる事項は裏面に前項第3号及 び第4号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第2条 法第115条第1項 の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び 名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第3条 前条第1項第4号又は第5号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第4条 法第115条第1項 の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、13 センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは30 センチメートル以上とするものとする。
- 3 第1項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第1項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地 点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第5条 第1条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

【高安千塚古墳群に関する参考文献】

八尾市教育委員会=市教委、(財)八尾市文化財調査研究会=八文研、八尾市立歴史民俗資料館=資料館と略称。

各古墳の調査報告書や関連する既往研究等の詳細は、「市教委 2012」を参照のこと

1. 高安千塚古墳群関連

中河内郡役所編 1923『中河内郡誌』

八尾市 1988『八尾市史』(前近代編) 考古編

市教委 2008『高安古墳群の基礎的研究』八尾市文化財紀要 13

2012『高安千塚古墳群 基礎調査総括報告書』八尾市文化財調査報告 68

資料館 1991 『古代氏族とその遺宝 -W. ゴーランド教授を顕彰して-』(平成3年度特別展図録)

2008『八尾の渡来文化』(平成20年度特別展図録)

2014『高安郡の総合的研究』

2016『河内の群集墳を探る』(平成28年度特別展図録)

奥田尚 1992「高安古墳群の石材」『(財)八尾市文化財調査研究会設立十周年記念誌 10 年のあゆみ』 (財)八尾市文化財調査研究会

ヴィクター・ハリス,後藤和雄責任編集 2003『ガウランド 日本考古学の父』朝日新聞社

(財)大阪市文化財協会 2002『大坂城跡VI』

EDWARD S. MORSE 1880「DOLMENS IN JAPAN」『THE POPULAR SCIENCE MONTHLY vol. X VI』(佐野隆弥・田中一廣訳・校註 1991 E・S・モース「日本におけるドルメン」『花園史学』 第12号)

末永雅雄編 1955『空から見た古墳』(アサヒ写真ブック) 朝日新聞社

|| 高安千塚古墳群と密接に関係する古墳

【郡川東塚古墳】

清原得厳 1976「高安の遺跡と私」『大阪文化誌』第2巻2号 (財)大阪文化財センター

市教委 2002「郡川東塚古墳(2000-306)の調査」『八尾市内遺跡平成13年度発掘調査報告書I』

2009「郡川東塚古墳出土の馬具について」『八尾市内遺跡平成 20 年度発掘調査報告書』八尾市 文化財調査報告 59

2010「郡川東塚古墳出土の鉄製品」『八尾市内遺跡平成 21 年度発掘調査報告書』八尾市文化財 調査報告 61

八文研 2007「郡川東塚古墳(第1次調査)」『八尾市立埋蔵文化財調査センター報告7』

吉田野乃 2004「生駒西麓古墳出土遺物の基礎報告 - 久保田家所蔵の郡川東塚・西の山古墳・うし塚 古墳等の出土品の紹介-|『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』第15号

【郡川西塚古墳】

清原得厳 1976「高安の遺跡と私」『大阪文化誌』第2巻2号 (財)大阪文化財センター

吉岡 哲 1988「八尾市郡川東塚・西塚古墳の測量調査」(上田正昭編『探訪 古代の道』第3巻 法蔵館)

中村 浩 1991「大阪府八尾市郡川西塚古墳出土須恵器について-東京国立博物館保管資料の再検討-」 『大谷女子大学紀要』第 26 号 第 1 輯

八文研 2016「(14) 郡川西塚古墳第 1 次調査」、「(15) 郡川西塚古墳第 2 次調査」『平成 27 年度(公財) 八尾市文化財調査研究会事業報告』

【愛宕塚古墳】

安井良三ほか 1994『河内愛宕塚古墳の研究』八尾市立歴史民俗資料館

安井良三ほか 1996「河内愛宕塚古墳の研究・補遺」『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』第7号 資料館 1996『河内愛宕塚古墳とその時代 -大阪府指定文化財記念-』(平成8年度特別展図録)

市教委 2009「(8)愛宕塚古墳出土遺物」『高安古墳群 調査報告書』八尾市文化財調査報告 60

大阪府八尾市

史跡高安千塚古墳群 保存活用計画

発行日 平成 29 (2017) 年 7 月 1 日

編集・発行 八尾市教育委員会 教育総務部 文化財課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

Tel 072-924-8555

印刷 (有) ぷりんと工房ヒロノ

八尾市刊行物番号 H29-44